

# 青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱の 改正について

---

青森県がん・生活習慣病対策課

2024(令和6)年12月2日

## 1. 県要綱改正の経緯

○令和6年2月14日付けで、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添。以下「国の指針」という。)が一部改正され、「HPV検査単独法」が国の指針に追加された。

○「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」(以下「県要綱」という。)は、第2章6(要綱の見直し)において、

この要綱は、**国の指針の改正**や青森県がん対策推進計画の見直し等を踏まえ、**必要に応じて見直しを行う**

とされている。



国の指針の改正に伴い、  
**県要綱の見直し(改正)が必要**

## 2. 県要綱改正の手続き

① 令和6年12月2日

＜青森県生活習慣病検診管理指導協議会＞

- ・県要綱の改正について、内容や文言等を協議する。



② 令和7年1月頃

＜青森県における科学的根拠に基づくがん検診推進委員会＞（書面開催を予定）

- ・青森県生活習慣病検診管理指導協議会の協議結果について、委員会での承認を経て、県要綱を改正する。



③ 令和7年3月末まで

- ・弘前大学、青森県医師会、青森県の連名で、改正した県要綱を発出する。

### 3. 県要綱の改正内容の概要

#### (1) 国の指針の概要

HPV検査単独法を実施するに当たっての要件が示された。

＜国の指針(該当部分を抜粋)＞

ただし、HPV検査単独法は(中略)「HPV陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、遵守できない場合は効果が細胞診を下回る可能性がある」と言及されている。

また、本指針に基づくHPV検査単独法では、次回の検査時期・内容が検診結果毎に異なる等、これまでの検診とは異なる運用が必要となる。子宮頸がん検診の効果を担保するため、HPV検査単独法を実施する場合には、市町村は以下の要件を全て満たす必要がある。

＜要件＞

- ・国の指針に沿って実施するとともに、HPV検査単独法検診マニュアルを活用すること。
- ・HPV検査単独法の導入時に必要な者が導入に向けた研修等を実施していること。
- ・受診者の情報と検診結果を保存するデータベース等を有し、個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡することが可能であること。
- ・HPV検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施機関等関係者の理解と協力が得られていること。
- ・HPV検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと。

### 3. 県要綱の改正内容の概要

#### (2) 県の対応

本県としては、国の指針に示されている要件を全て満たすことができない限りは、市町村が行うがん検診事業では実施しないこととする。



仮に要件を全て満たしたとしても、

市町村において適切な精度管理体制が構築されているか等を確認する必要があるため、

- ① 導入に当たっては、必ず事前に県と協議を行うこと
- ② 県を通じてHPV検査単独法に関連する検診(医療)機関と協議を行うこと

の2点を、本県独自の要件として県要綱に記載する。

#### (3) 「県要綱の解説」「附属資料」の改正 文言等の追加及び修正。

※要綱改正に係る新旧対照表は、次ページ以降。

青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱</p> <p>(令和4年3月23日策定) <u>(令和〇年〇月〇日一部改正)</u></p> <p>第1章 要綱の目的・位置づけ</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 位置づけ (1)～(2) (略)</p> <p>第2章 青森県におけるがん検診事業の実施方針</p> <p>1 基本理念 (1)～(6) (略)</p> <p>2 科学的根拠に基づくがん検診事業の実施(がん検診アセスメント)</p> <p>(1) 実施方針</p> <p>市町村が行うがん検診事業では、科学的根拠等に基づき国の指針において掲げられている次の検診(対策型検診)のみを実施することとする。</p> <p><u>なお、受診を特に推奨する年齢は、子宮頸がん検診(HPV検査単独法)は60歳以下の者(61歳以上の追跡対象者を含む。)、その他のがん検診は69歳以下の者とする。</u></p> <p>①-1 子宮頸がん検診 <u>(細胞診単独法)</u></p> <p>検査方法：問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診 対 象 者：20歳以上の女性</p>	<p>森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱</p> <p>(令和4年3月23日策定)</p> <p>第1章 要綱の目的・位置づけ</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 位置づけ (1)～(2) (略)</p> <p>第2章 青森県におけるがん検診事業の実施方針</p> <p>1 基本理念 (1)～(6) (略)</p> <p>2 科学的根拠に基づくがん検診事業の実施(がん検診アセスメント)</p> <p>(1) 実施方針</p> <p>市町村が行うがん検診事業では、科学的根拠等に基づき国の指針において掲げられている次の検診(対策型検診)のみを実施することとする。</p> <p>①子宮頸がん検診</p> <p>検査方法：問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診 対 象 者：20歳以上の女性 受診間隔：2年に1回</p> <p>②乳がん検診</p> <p>検査方法：問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)</p>

改正後	改正前
<p>受診間隔：2年に1回</p> <p><u>①-2 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）</u></p> <p><u>検査方法：問診、視診、HPV検査</u></p> <p><u>対象者：30歳以上の女性</u></p> <p><u>受診間隔：5年に1回</u></p> <p>②乳がん検診</p> <p>検査方法：問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）</p> <p>対象者：40歳以上の女性</p> <p>受診間隔：2年に1回</p> <p>③大腸がん検診</p> <p>検査方法：問診及び便潜血検査</p> <p>対象者：40歳以上</p> <p>受診間隔：年1回</p> <p>④胃がん検診</p> <p>検査方法：問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか</p> <p>対象者：50歳以上（ただし、当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可）</p> <p>受診間隔：2年に1回（ただし、当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可）</p> <p>⑤肺がん検診</p> <p>検査方法：質問（問診）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診</p> <p>対象者：40歳以上</p> <p>（喀痰細胞診の対象者は、原則50歳以上で喫煙指</p>	<p>対象者：40歳以上の女性</p> <p>受診間隔：2年に1回</p> <p>③大腸がん検診</p> <p>検査方法：問診及び便潜血検査</p> <p>対象者：40歳以上</p> <p>受診間隔：年1回</p> <p>④胃がん検診</p> <p>検査方法：問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか</p> <p>対象者：50歳以上（ただし、当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可）</p> <p>受診間隔：2年に1回（ただし、当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可）</p> <p>⑤肺がん検診</p> <p>検査方法：質問（問診）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診</p> <p>対象者：40歳以上</p> <p>（喀痰細胞診の対象者は、原則50歳以上で喫煙指数が600以上（過去における喫煙者を含む））</p> <p>受診間隔：年1回</p> <p>いずれの検診においても、受診を特に推奨する者は69歳以下のものとする。</p> <p>(2) 国の指針に掲げられていない検診の対応</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">数が600以上（過去における喫煙者を含む） 受診間隔：年1回</p> <p><u>(2) HPV検査単独法の対応について</u></p> <p><u>市町村は、令和6年2月14日に改正された国の指針に明記されている、HPV検査単独法を実施する場合の要件を全て満たすことができない限りは、市町村が行うがん検診事業では実施しないこととする。</u></p> <p><u>※国の指針（該当部分を抜粋）</u></p> <p><u>ただし、HPV検査単独法は、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン 2019 年度版」（国立がん研究センター）において、子宮頸部の細胞診と同様に対策型検診の導入が推奨されているが、「HPV陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、遵守できない場合は効果が細胞診を下回る可能性がある」と言及されている。</u></p> <p><u>また、本指針に基づくHPV検査単独法では、次回の検査時期・内容が検診結果毎に異なる等、これまでの検診とは異なる運用が必要となる。子宮頸がん検診の効果を担保するため、HPV検査単独法を実施する場合には、市町村は以下の要件を全て満たす必要がある。</u></p> <p><u>&lt;要件&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・国の指針に沿って実施するとともに、HPV検査単独法検診マニュアルを活用すること。</u></li> <li><u>・HPV検査単独法の導入時に必要な者が導入に向けた研修等を実</u></li> </ul>	<p>国の指針に掲げられていない検診（以下「指針外検診」という。）は、市町村が行うがん検診事業では実施しないこととする。</p> <p>医療機関において任意型検診として実施する場合は、「科学的根拠に基づくがん検診ガイドライン（厚生労働省研究班／国立がん研究センター）」等の推奨レベル等を踏まえ、個人の心身の状況に応じて適切に実施する。その際には、死亡リスク減少につながる有効性が保証できないことや不利益とその大きさについて説明のうえ、個人の受診の意志決定を支援する。</p>



改正後	改正前
<p><u>施していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>受診者の情報と検診結果を保存するデータベース等を有し、個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡することが可能であること。</u></li> <li>・<u>HPV検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施機関等関係者の理解と協力が得られていること。</u></li> <li>・<u>HPV検査単独法を導入するに当たっては、新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと。</u></li> </ul> <p><u>なお、HPV検査単独法は細胞診単独法と比べ、検診間隔を2－3倍に延長できる利点がある一方、偽陽性率が大幅に上昇（1,000人当たり42人増加）し、不利益が増大することには十分留意が必要である。また、HPV検査単独法では細胞診単独法と比較し、精密検査を要する受診者の増加により、医療機関が圧迫されることも懸念される。</u></p> <p><u>よって、HPV検査単独法については、国の動向を注視しながら、導入について慎重に検討する必要がある。そのため、導入に当たっては、必ず事前に県と協議を行うとともに、県を通じてHPV検査単独法に関連する検診（医療）機関と協議を行うこととする。</u></p> <p><u>(3) 国の指針に掲げられていない検診の対応</u>  <u>国の指針に掲げられていない検診（以下「指針外検診」という。）</u></p>	

改正後	改正前																
<p>は、市町村が行うがん検診事業では実施しないこととする。</p> <p>医療機関において任意型検診として実施する場合は、「科学的根拠に基づくがん検診ガイドライン（厚生労働省研究班／国立がん研究センター）」等の推奨レベル等を踏まえ、個人の心身の状況に応じて適切に実施する。その際には、死亡リスク減少につながる有効性が保証できないことや不利益とその大きさについて説明のうえ、個人の受診の意志決定を支援する。</p> <p>3 精度管理によるがん検診事業の質の向上（がん検診マネジメント）</p> <p>(1) 実施方針 (略)</p> <p>(2) 精度管理体制</p> <p>がん検診事業の精度管理体制は、次のとおり県が市町村及び検診実施機関から必要なデータを収集し、事業全体を評価する体制とし、「目標と標準の設定」、「質と達成度のモニタリング・分析」及び「改善に向けた取組」を繰り返すことで安定的に質の高い事業とする。</p> <p>また、精度管理の具体的な内容については、附属資料2「青森県におけるがん検診事業の精度管理に係る技術的指針」のとおりとする。</p> <p>&lt;精度管理体制：各機関における精度管理に関する役割&gt;</p> <table border="1" data-bbox="241 1203 1115 1366"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>1. 目標と標準の設定</th> <th>2. 質と達成度のモニタリング・分析</th> <th>3. 改善に向けた取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	1. 目標と標準の設定	2. 質と達成度のモニタリング・分析	3. 改善に向けた取組					<p>3 精度管理によるがん検診事業の質の向上（がん検診マネジメント）</p> <p>(1) 実施方針 (略)</p> <p>(2) 精度管理体制</p> <p>がん検診事業の精度管理体制は、次のとおり県が市町村及び検診実施機関から必要なデータを収集し、事業全体を評価する体制とし、「目標と標準の設定」、「質と達成度のモニタリング・分析」及び「改善に向けた取組」を繰り返すことで安定的に質の高い事業とする。</p> <p>また、精度管理の具体的な内容については、附属資料2「青森県におけるがん検診事業の精度管理に係る技術的指針」のとおりとする。</p> <p>&lt;精度管理体制：各機関における精度管理に関する役割&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1240 1203 2114 1366"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>1. 目標と標準の設定</th> <th>2. 質と達成度のモニタリング・分析</th> <th>3. 改善に向けた取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	1. 目標と標準の設定	2. 質と達成度のモニタリング・分析	3. 改善に向けた取組				
機関名	1. 目標と標準の設定	2. 質と達成度のモニタリング・分析	3. 改善に向けた取組														
機関名	1. 目標と標準の設定	2. 質と達成度のモニタリング・分析	3. 改善に向けた取組														

改正後				改正前			
県	国が示した精度管理指標に基づき、精度管理に必要なデータの収集体制を整備	市町村及び検診実施機関の精度管理に必要なデータの収集、県全体の事業評価	評価結果に基づく市町村及び検診実施機関に対する助言・指導、評価結果及び助言・指導状況の公表	県	国が示した精度管理指標に基づき、精度管理に必要なデータの収集体制を整備	市町村及び検診実施機関の精度管理に必要なデータの収集、県全体の事業評価	評価結果に基づく市町村及び検診実施機関に対する助言・指導、評価結果及び助言・指導状況の公表
市町村	網羅的な名簿の作成や検診結果等の記録など精度管理に必要なデータを作成する体制を整備	精度管理状況の自己点検の実施、精度管理に必要なデータの作成及び県への報告	自己点検結果及び県の助言・指導に基づく改善	市町村	網羅的な名簿の作成や検診結果等の記録など精度管理に必要なデータを作成する体制を整備	精度管理状況の自己点検の実施、精度管理に必要なデータの作成及び県への報告	自己点検結果及び県の助言・指導に基づく改善
検診実施機関（個別検診を担う郡市医師会を含む）	検診結果等の記録など精度管理に必要なデータを作成する体制を整備	精度管理状況の自己点検の実施、精度管理に必要なデータの作成並びに県及び市町村への報告	自己点検結果及び県の助言・指導に基づく改善	検診実施機関（個別検診を担う郡市医師会を含む）	検診結果等の記録など精度管理に必要なデータを作成する体制を整備	精度管理状況の自己点検の実施、精度管理に必要なデータの作成並びに県及び市町村への報告	自己点検結果及び県の助言・指導に基づく改善
精密検査実施機関（医療機関）	精密検査結果等の記録など精度管理に必要なデータを作成する	精密検査結果等の市町村及び検診実施機関への報告		精密検査医療機関	精密検査結果等の記録など精度管理に必要なデータを作成する	精密検査結果等の市町村及び検診実施機関への報告	

改正後				改正前			
	体制を整備				体制を整備		
(3)	精度管理指標	(略)		(3)	精度管理指標	(略)	
4	県民のがん死亡率減少を実現するために必要な持続可能で質の高いがん検診事業の実施に向けた取り組みの方向性			4	県民のがん死亡率減少を実現するために必要な持続可能で質の高いがん検診事業の実施に向けた取り組みの方向性		
(1) ~ (6)	(略)			(1) ~ (6)	(略)		
5	がん検診事業の実施状況の確認と改善策の検討			5	がん検診事業の実施状況の確認と改善策の検討		
	(略)				(略)		
6	要綱の見直し			6	要綱の見直し		
	(略)				(略)		
附属資料				附属資料			
1 ~ 4	(略)			1 ~ 4	(略)		

「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」の解説新旧対照表

改正後	改正前
<p>「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」の解説</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和〇年〇月〇日一部改正)</u></p> <p>第1章 要綱の目的・位置づけ (略)</p> <p>第2章 青森県におけるがん検診事業の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「1 基本理念」について (略)</li> <li>○「2 科学的根拠に基づくがん検診事業の実施」について (略)</li> <li>○「3 精度管理によるがん検診事業の質の向上」について (略)</li> <li>○「5 がん検診事業の実施状況の確認と改善策の検討」について (略)</li> <li>○「6 要綱の見直し」について (略)</li> </ul> <p>(参考) &lt;都道府県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病検診等管理指導協議会（協議会）を設置し、地域がん登録等を活用し、がん罹患の動向、検診の実施方法や精度管理の在り方に</li> </ul>	<p>「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」の解説</p> <p>第1章 要綱の目的・位置づけ (略)</p> <p>第2章 青森県におけるがん検診事業の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「1 基本理念」について (略)</li> <li>○「2 科学的根拠に基づくがん検診事業の実施」について (略)</li> <li>○「3 精度管理によるがん検診事業の質の向上」について (略)</li> <li>○「5 がん検診事業の実施状況の確認と改善策の検討」について (略)</li> <li>○「6 要綱の見直し」について (略)</li> </ul> <p>(参考) &lt;都道府県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病検診等管理指導協議会（協議会）を設置し、地域がん登録等を活用し、がん罹患の動向、検診の実施方法や精度管理の在り方に</li> </ul>

改正後	改正前
<p>ついて専門的見地から検討を行い、市町村に対する技術的支援や検診機関に対する指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会において「地域保健・<b>健康増進</b>事業報告」等に基づく市町村からの事業の実施結果を用いて都道府県内の各市町村、及び各検診実施機関の事業評価を行う。</li> <li>・協議会における検討結果については市町村、検診実施機関、関係団体に対して説明会個別指導等を通じて積極的に周知を図り、それぞれの事業改善を求める。</li> <li>・精度管理上の問題が認められる検診実施機関に対しては「事業評価のチェックリスト」の結果に基づき、適切でない場合は検診実施機関とは認めない措置を講じる。</li> </ul> <p>&lt;市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域保健・<b>健康増進</b>事業報告」に報告される対象者数、受診者数、要精検者数、精検受診者数、がん発見者数等を正確に把握し、都道府県に報告する。さらに協議会において検診実施機関ごとの事業評価を適切に行うことができるよう、委託先の検診実施機関に実施体制についての情報や各種指標の報告を求め、検診実施機関ごとに整理した上で、都道府県に報告する。</li> <li>・協議会における事業評価の結果や保健所等の技術的な助言等を踏まえ、必要に応じて事業の実施体制を改善する。</li> <li>・協議会における検討結果に基づき、がん検診指針に準拠したがん検診が実施されるよう適切な検診実施機関に委託する。</li> </ul> <p>&lt;検診機関&gt;</p>	<p>ついて専門的見地から検討を行い、市町村に対する技術的支援や検診機関に対する指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会において「地域保健・<b>老人保健</b>事業報告」等に基づく市町村からの事業の実施結果を用いて都道府県内の各市町村、及び各検診実施機関の事業評価を行う。</li> <li>・協議会における検討結果については市町村、検診実施機関、関係団体に対して説明会個別指導等を通じて積極的に周知を図り、それぞれの事業改善を求める。</li> <li>・精度管理上の問題が認められる検診実施機関に対しては「事業評価のチェックリスト」の結果に基づき、適切でない場合は検診実施機関とは認めない措置を講じる。</li> </ul> <p>&lt;市町村&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域保健・<b>老人保健</b>事業報告」に報告される対象者数、受診者数、要精検者数、精検受診者数、がん発見者数等を正確に把握し、都道府県に報告する。さらに協議会において検診実施機関ごとの事業評価を適切に行うことができるよう、委託先の検診実施機関に実施体制についての情報や各種指標の報告を求め、検診実施機関ごとに整理した上で、都道府県に報告する。</li> <li>・協議会における事業評価の結果や保健所等の技術的な助言等を踏まえ、必要に応じて事業の実施体制を改善する。</li> <li>・協議会における検討結果に基づき、がん検診指針に準拠したがん検診が実施されるよう適切な検診実施機関に委託する。</li> </ul> <p>&lt;検診機関&gt;</p>

改正後	改正前
(略)	(略)

附属資料 2 青森県におけるがん検診事業の精度管理に係る技術的指針（子宮頸がん検診）  
新旧対照表

改正後	改正前
青森県におけるがん検診事業の精度管理に係る技術的指針 （子宮頸がん検診）＜自治体版＞	青森県におけるがん検診事業の精度管理に係る技術的指針 （子宮頸がん検診）＜自治体版＞
<u>（令和〇年〇月〇日一部改正）</u>	
1 対象者 ～ 8 事業評価 （略）	1 対象者 ～ 8 事業評価 （略）
<u>9 HPV検査単独法の取扱いについて</u>	<u>9 （新設）</u>
<p><u>令和6年2月14日付けで改正された国の指針において、子宮頸がん検診としてHPV検査単独法が明記され、HPV検査単独法を実施する場合に市町村が全て満たさなければならない要件も示されている。</u></p> <p><u>本県においては、「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」に基づき、HPV検査単独法を実施する場合の要件を全て満たすことができない限りは、市町村が行うがん検診事業では実施しないこととしている。</u></p> <p><u>よって、市町村がHPV検査単独法を導入するに当たっては、国の指針に基づき、必ず事前に県と協議を行うとともに、県を通じてHPV検査単独法に関連する検診（医療）機関と協議を行うこととする。</u></p>	



附属資料3 青森県におけるがん検診事業の実施状況一覧 新旧対照表

改正後				改正前			
青森県におけるがん検診事業の実施状況一覧				青森県におけるがん検診事業の精度管理に係る技術的指針 (子宮頸がん検診) <自治体版>			
<u>(令和〇年〇月〇日一部改正)</u>							
1 実施状況を確認する項目				1 実施状況を確認する項目			
確認項目		現状	出典等	確認項目		現状	出典等
がんの75歳未満 年齢調整死亡率		87.6人 (令和2年)	国立がん研究 センター	がんの75歳未満 年齢調整死亡率		87.6人 (令和2年)	国立がん研究 センター
指針に基 づくがん 検診の実 施状況 (5がん 全体)	検診の種類	36市町村 (R3年度)	青森県	指針に基 づくがん 検診の実 施状況 (5がん 全体)	検診の種類	36市町村 (R3年度)	青森県
	対象年齢	26市町村 (R3年度)			対象年齢	26市町村 (R3年度)	
	検診間隔	14市町村 (R3年度)			検診間隔	14市町村 (R3年度)	
指針外検 診の実施 状況	前立腺がん検診	24市町村 (R3年度)	青森県	指針外検 診の実施 状況	前立腺がん検診	24市町村 (R3年度)	青森県
	<u>ペプシノゲン・ヘリ コバクターピロリ 抗体検査</u>	<u>7市町村 (R4年度)</u>			<u>HPV検査</u>	<u>0市町村 (R3年度)</u>	
	子宮体がん検診	10市町村 (R3年度)			子宮体がん検診	10市町村 (R3年度)	
	卵巣がん検診	14市町村 (R3年度)			卵巣がん検診	14市町村 (R3年度)	
	その他	<u>2市町村 (R3年度)</u>			その他	0市町村 (R3年度)	
市町村及 び検診実	市町村	79.4% (5がん平均)	国立がん研究 センター	市町村及び 検診実 施機関の	市町村	79.4% (5がん平均) (令和2年度)	国立がん研究 センター

改正後				改正前			
施機関の 技術・体 制指標	集団検診機関	(R2年度) 91.8% (5がん平均) (R2年度)	青森県	技術・体 制指標	集団検診機関	91.8% (5がん平均) (令和2年度)	青森県
	個別検診機関	<u>65.8%</u> (R4年度)			個別検診機関	<u>&lt;今後の実施調 査の 結果を踏まえる ≥</u>	二
市町村及び検診実施 機関のプロセス指標		附属資料1 8-(2)の とおり	地域保健・健康 増進事業報告 (厚生労働省)	市町村及び検診実施 機関のプロセス指標		附属資料1 8-(2)の とおり	地域保健・健康 増進事業報告 (厚生労働省)
働き盛り 世代の がん死亡 率の状況 (全国 比)	40代	1.29倍 (R元年)	人口動態統計 (厚生労働省)	働き盛り 世代の がん死亡 率の状況 (全国 比)	40代	1.3倍 (R元年)	人口動態統計 (厚生労働省)
	50代	1.38倍 (R元年)			50代	1.4倍 (R元年)	